

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
特定相談支援事業所 管理者様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

令和 3 年 10 月 1 日以降の就労移行支援事業、就労継続支援事業の
在宅支援における本市の取扱いについて

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和 3 年 3 月 31 日発の本市通知 02 健障支第 1247 号「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定を受けた就労移行支援事業、就労継続支援事業における在宅支援に関する本市の取扱いについて」（以下、「R0331 付事業所あて通知」とする）において、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間の就労移行支援事業、就労継続支援事業（以下、「就労系サービス」とする）による在宅支援について、お示ししているところですが、今回、令和 3 年 10 月 1 日以降の本市における取扱いについて、以下のとおり、ご案内致しますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い致します。

記

1 対象者要件について

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定による対象者要件については以下のとおりとなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・在宅でのサービス利用を希望するものであって、・在宅でのサービス利用による<u>支援効果が認められると市町村が判断した利用者</u> |
|---|

その上で、「支援効果が認められると市町村が判断した利用者」の本市における要件については、以下、【表 1】の従前（令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）の取扱いとしてきましたが、10 月 1 日以降については、【表 1】の今後（令和 3 年 10 月 1 日以降）の取扱いとします。

【表 1：市町村要件 ※下線部分が変更・追加部分となります】

従前（令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）	今後（令和 3 年 10 月 1 日以降）
<p>原則、アまたはイを満たすものとする。</p> <p>ア 障害特性により通所が困難である。 イ 通所時よりも在宅支援時のほうがより支援効果が具体的に見込まれる。</p>	<p>原則、(1) および (2) の両方を満たす場合とする。</p> <p><u>(1) 次のアからウのうち、いずれかを満たす場合（ウについては、当面の間とし、終了する場合は通知を行う）</u></p> <p>ア 障害特性により通所が困難である。 イ 通所時よりも在宅支援時のほうがより、支援効果が具体的に見込まれる。 ウ <u>新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする。具体的には次の(i)又は(ii)の要件に該当する場合。</u></p> <p><u>(i) 利用者自身が高齢（65 歳以上）もしくは基礎疾患があるなど感染した際に重症化するリスクがあり、本人が在宅での支援を希望している場合</u></p> <p><u>(ii) 新型コロナウイルス感染症の感染への障害特性による特に著しい不安等により、利用者本人が通所を控えたい等の希望があり、在宅での支援を希望している場合</u></p> <p><u>(2) 利用時間については、原則、利用予定のサービス提供事業所の運営規程で定めるサービス提供時間に準じて利用すること。ただし、障害特性にて、その利用が困難な場合は、就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用にかかる協議書（帳票 4-20）および個別支援計画案上に理由を明確に示すこと。</u></p>

2 令和 3 年 10 月 1 日以降の申請について

(1)申請先および申請開始時期について

R30331 付事業所あて通知において、令和 3 年度上半期の対応について、お示ししており、具体的には【表 2】の令和 3 年 4 月 1 日～9 月 30 日のおりご案内しております。また、同通知において、新型コロナウイルス感染症を理由とした申請については、市中の感染状況を鑑み、その取扱いを令和 3 年 9 月 30 日までとしてきましたが、今後も当面の間は、その影響が継続するものと思われるため、令和 3 年 10 月 1 日以降は【表 2】の令和 3

年 10 月 1 日以降（当面の間）のとおりとします。なお、令和 3 年 10 月 1 日以降利用開始分の申請受理については、区役所・支所（以下「区役所等」とする）を窓口として、令和 3 年 9 月 1 日を申請受理開始日とします。令和 3 年 9 月 30 日以前が支給開始日となる場合については、R30331 付事業所あて通知に記載のとおり、障害者支援課が申請先となります。時期により、申請先が異なりますので、ご注意ください。

【表 2：令和 3 年度の申請先等まとめ】

年度	申請種別	申請先	支給決定
令和 3 年 4 月 1 日 ～9 月 30 日	新型コロナを理由 とした申請	障害者支援課	
	通常申請	障害者支援課 ※申請受理後、区役所等と 障害者支援課、サービス提 供事業者で調整を行う。	区役所等
令和 3 年 10 月 1 日 以降（当面の間） ※令和 3 年 10 月 1 日以降利用開始分 の申請については、 <u>令和 3 年 9 月 1 日 から申請受理開始 とする。</u>	<u>新型コロナを理由 とした申請含め通 常申請に一本化す る。</u>	区役所等	区役所等

(2) 申請書類について

就労系サービスにおける在宅支援に関する利用希望があった場合においては、【表 3】に記載の必要書類を区役所等までご提出ください。書類受理後は区役所等にて協議の上、支給決定の判断を行います。必要に応じて、関係機関等への聞き取りや追加書類の提出を求めることがありますので、その際にご対応をお願いします。決定後は区役所等より障害福祉サービス受給者証含め関係書類を送付します。従前から通所による就労系サービスの支給決定がある場合や、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までにける新型コロナウイルスを理由とした申請について、障害者支援課あてに申請があったものも、新規として取り扱いますので、必ず、必要書類をご提出ください。なお、就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用にかかる協議書（帳票 4-20）の記載例については、別添 1 を参考に作成してください。

【表 3：書類提出に関するまとめ】

<p>【新規の場合】 ※令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日の期間で新型コロナによる申請を行った場合も含む。</p>	<p>【更新・変更（在宅支援を終了する場合等）の場合】</p>
<p>○利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書 兼 利用者負担額減額・免除申請書（以下、「申請書」とする【帳票 2-1】） ・セルフプラン（セルフプラン対象者のみ【帳票 2-1-2】） <p>○サービス提供事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用にかかる協議書【帳票 4-20】 ・個別支援計画案（通常の計画に加え、在宅支援時の一日および一週間のスケジュールがわかるものを添付【任意様式】） ・その他関係書類 <p>○特定相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画案 等 	<p>○利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書【帳票 2-1】 ・セルフプラン（セルフプラン対象者のみ【帳票 2-1-2】） <p>○サービス提供事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅利用中の支援体制および利用状況に関する報告書【帳票 4-21】 ※支給期間満了の 2 週間前までに、上記の書類提出を行う。 ・個別支援計画案（通常の計画に加え、在宅支援時の一日および一週間のスケジュールがわかるものを添付【任意様式】） ・その他関係書類 <p>○特定相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング報告書 ・サービス等利用計画案 等

(3) サービス提供時の留意点について

以下の内容について、特にご留意いただいた上、サービス提供を実施してください。

ア 在宅支援に関する国の通知について

サービス提供に際しては、報酬告示、留意事項通知に加えて、厚生労働省通知の障障発 0330 第 2 号令和 3 年 3 月 30 日「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（以下、「R030330 国通知」とする）をご確認の上、**提供体制を整えた上でサービス提供を実施してください**。また、R030330 国通知において、「在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると**市町村が判断した利用者**」と明確に記載があります。そのため、本通

知に基づいた必要な申請等を行ってください。R030330 国通知に基づいたサービス提供でない場合は報酬の返還を求めることがございますので、特にご注意ください。

イ 他サービスとの調整・情報共有について

同一時間帯に2つ以上のサービスの提供を行うことはできません。訪問系サービスと就労系サービスをともに利用している対象者の方において、サービス提供時間が重なった状況にて請求されているケースが散見されています。サービス提供に際しては、相談支援事業所と情報共有する等、各関係機関との連絡調整や利用者への説明を必ず行ってください。

(4)その他

ア 通所と在宅支援を組み合わせて提供することは可能ですが、必ず在宅支援による支給決定を受けてください。

イ 今回の提出書類としてお示ししている書類に関しては、本通知とあわせて、ウェルネットなごやに掲載しますので、申請の際にご活用ください。

ウ 「別添2 就労系サービスにおける在宅支援に関するQ&A (R0308)」において、具体的な事例や、運用面における内容について、記載しておりますので、あわせてご確認ください。

エ 在宅でのサービス提供を実施した日については、請求ソフトで請求データを作成する際に以下の点についてご注意ください。

- ・サービス利用時間は、計画時間ではなく実際の提供時間を入力してください。
- ・実績記録表の備考欄に「在宅支援」と入力し、在宅でサービス提供を実施したことがわかるようにしてください。

(問い合わせ先)
認定支払係
052-972-2639